

## 未熟児養育医療制度について



### 未熟児養育医療制度とは

体の発育が未熟なまま生まれた乳児で入院が必要な場合（出生体重 2,000 g 以下・指定養育医療機関の医師が認めた場合）にその費用の一部を公費で負担し、お子様の健やかな成長に少しでも役立つことを目的としている制度です。医療費は、世帯の住民税額に応じて、一部自己負担となります。

- ★必ずお子様の入院中に申請を行ってください。退院後の申請は受付できません。
- ★お子様の入院中に健康保険証等の必要書類がそろわない場合は、先に養育医療意見書を提出してください。提出できなかった養育医療意見書以外の書類につきましては、後日提出してください。

### 手続きに必要なもの

1	養育医療給付申請書	申請者が記入してください。
2	養育医療意見書	指定養育医療機関の医師が記入します。
3	世帯調書及び同意書	申請者が記入してください。 (対象となる児と生計を同一にする方全員分の記載が必要です。) ※他市町村で税額証明してもらう場合は、「所得割・均等割」が分かる書類を提出してください。
4	収入に関する書類	★未申告の方のみ必要です。(申告がお済の方は必要ありません) 下記の書類をご持参いただき市役所税務課もしくは税務署で申告をお願いします。
	会社勤めの方（会社から）	→ 源泉徴収票
	自営業の方	→ 申告書・収入が分かる書類・領収書等
	収入がない方	→ 市役所税務課にて収入がなかった申告をしてください。
5	誓約書	申請者が記入します。
6	自己負担金代理納付に係る委任状	申請者が記入します。
7	健康保険証（写し）	お子様のものを提出してください。お子様の保険証ができていない場合は、先に扶養義務者の保険証の写しを提出してください。
8	親子健康手帳（母子健康手帳）	
9	印鑑	扶養義務者の印鑑(代理人が申請者の場合は、代理人の印鑑も必要です。)
10	申請者本人を確認できる身分証明証	マイナンバーカード・運転免許等
11	世帯全員の個人番号	申請書および世帯調書への記載が必要です。
12	申請に係る委任状	扶養義務者が申請に来られない場合に提出してください。
13	寡婦(夫)みなし適用申請書	扶養義務者が未婚のひとり親世帯の場合に提出してください。

★課税された住民税額に応じて自己負担金がありますが、石垣市こども医療費助成制度の受給者である場合は、委任状を提出していただくことで、市の関係部署（こども家庭課及び健康福祉センター）で代理納付の手続きを行います。

## 未熟児養育医療制度申請後の流れについて

未熟児養育医療申請（保護者）

「養育医療給付決定通知書」及び「養育医療券」の受取（郵送）

※「養育医療券」は、入院している病院から求められた時に提出してください。  
※自己負担金の通知書送付には、2～3か月かかりますので、ご了承ください。

「未熟児養育医療に係る自己負担金の納入についての通知書」の受取（郵送）

申請時に委任状を提出した方

石垣市子ども医療費助成制度が  
代理で自己負担金を納入

※ 子ども家庭課及び健康福祉センターに  
おいて処理します。

申請時に委任状を提出していない方

金融機関で自己負担金を納入

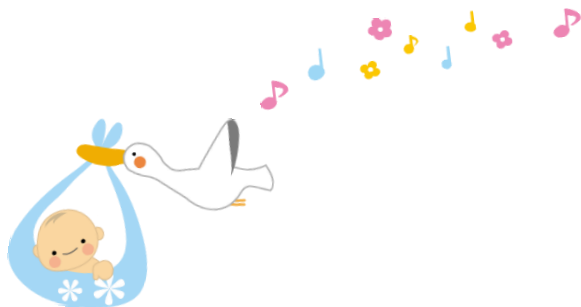
※ 納入期限：石垣市子ども医療費助成申請が  
可能な期日まで  
(診療を受けた翌月から1年以内)

石垣市子ども医療費助成制度の申請ができます。

(申請窓口：石垣市役所子ども未来局 子ども家庭課 給付係)

【手続きに必要なもの】

- ① 「未熟児養育医療に係る自己負担金の納入についての通知書」
  - ② 領収書の原本
  - ③ お子様の保険証
  - ④ 受給資格者証
  - ⑤ 印鑑
- ※ 納入期限を過ぎると払い戻しができなくなります。



【未熟児養育医療の申請・お問合せ】

石垣市健康福祉センター 地域保健係

住所：石垣市登野城1357番地1

電話：0980-88-0088

【子ども医療費助成制度のお問い合わせ】

石垣市子ども家庭課 給付係

住所：石垣市美崎町14番地

電話：0980-87-0771